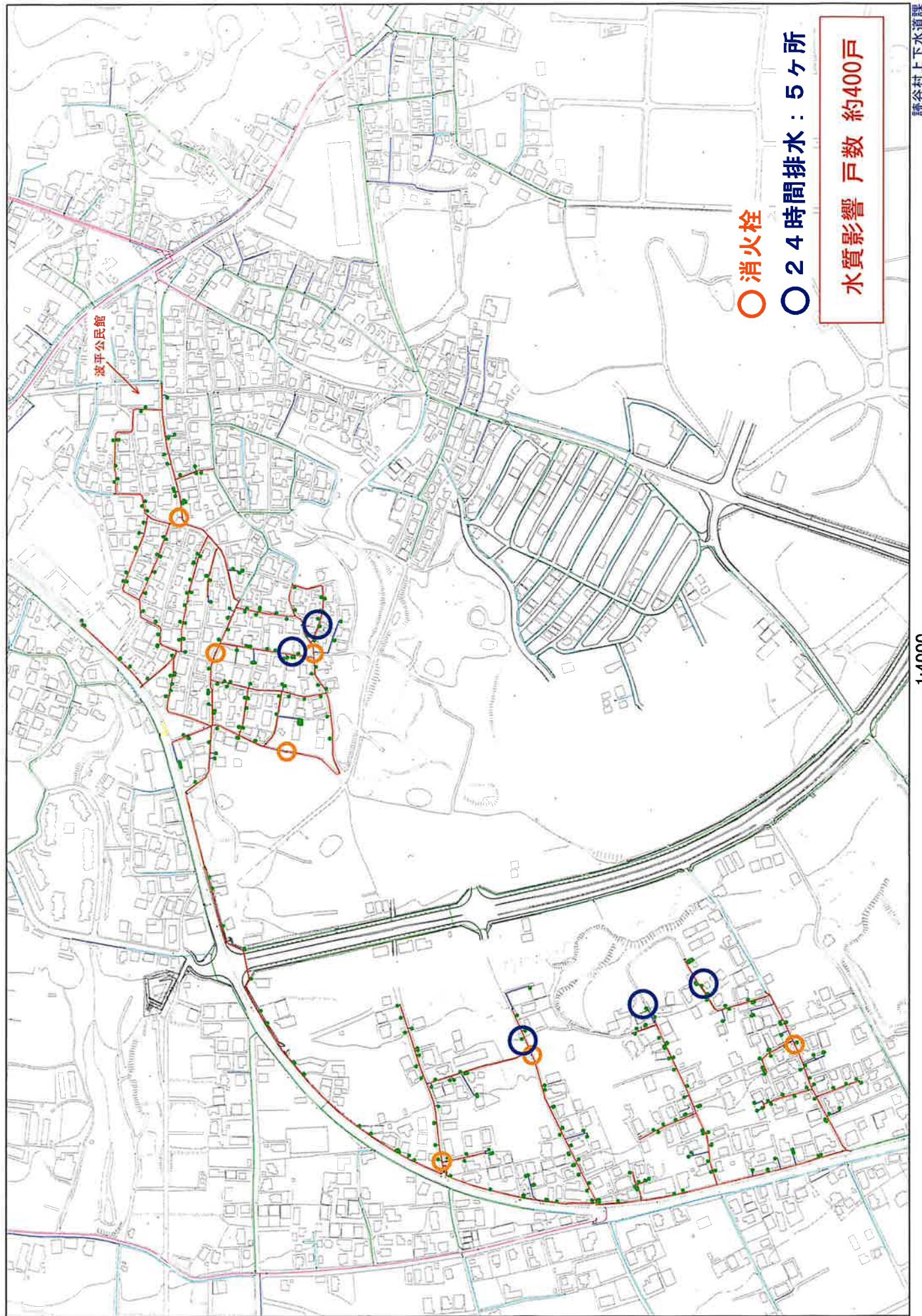


読谷村波平地域（一部）の 水道使用者への説明会



令和7年4月20日(日)

読谷村役場 上下水道課



令和6年4月1日 施行

現在施行

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）

Law RevisionID:332AC0000000177_20240401_505AC0000000036

昭和三十二年法律第百七十七号

水道法

（水質基準）

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならぬ。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものないこと。
 - 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
ふつ
 - 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

水質検査基準 水質基準項目 (51項目)

項目名	水質基準値	検査方法
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法
2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	遷元気化-原子吸光光度法
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)による一斉分析法
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)による一斉分析法
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)による一斉分析法
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランジス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
21 塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラ法
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26 臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルムの和
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	誘導結合プラズマ-発光分光分析法
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
38 塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)による一斉分析法
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	滴定法
40 蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-高速液体クロマトグラ法
42 ジエオスミン	0.00001mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
43 2-メチルソボルネオール	0.00001mg/l以下	ヘッド・スペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光光度法
45 フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
46 有機物(全有機炭素〔TOC〕の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
47 pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
48 味	異常でないこと	官能法
49 臭気	異常でないこと	官能法
50 色度	5度以下	透過光測定法
51 濁度	2度以下	透過光測定法

誤接合（クロスコネクション）について

○誤接合（クロスコネクション）とは

誤接合（クロスコネクション）とは、水道の給水管と水道水以外の管（井戸水等の管）とが直接接続されている状態のことをいいます。

誤接合は水道法で禁止されています。

○なぜ禁止されているのか

水道の給水管と水道水以外の管が接合されると、バルブの故障や操作不良により、井戸水が水道本管に逆流する恐れがあります。

この逆流した水が汚染されていた場合、飲用に適さない水を飲んでしまったり、汚染された水道水により広範囲に病気を引き起こしてしまいます。

○誤接合になっていることが確認された場合

村指定給水装置工事事業者に連絡し、速やかに水道の給水管と水道水以外の管を切り離してください。費用は使用者負担となります。

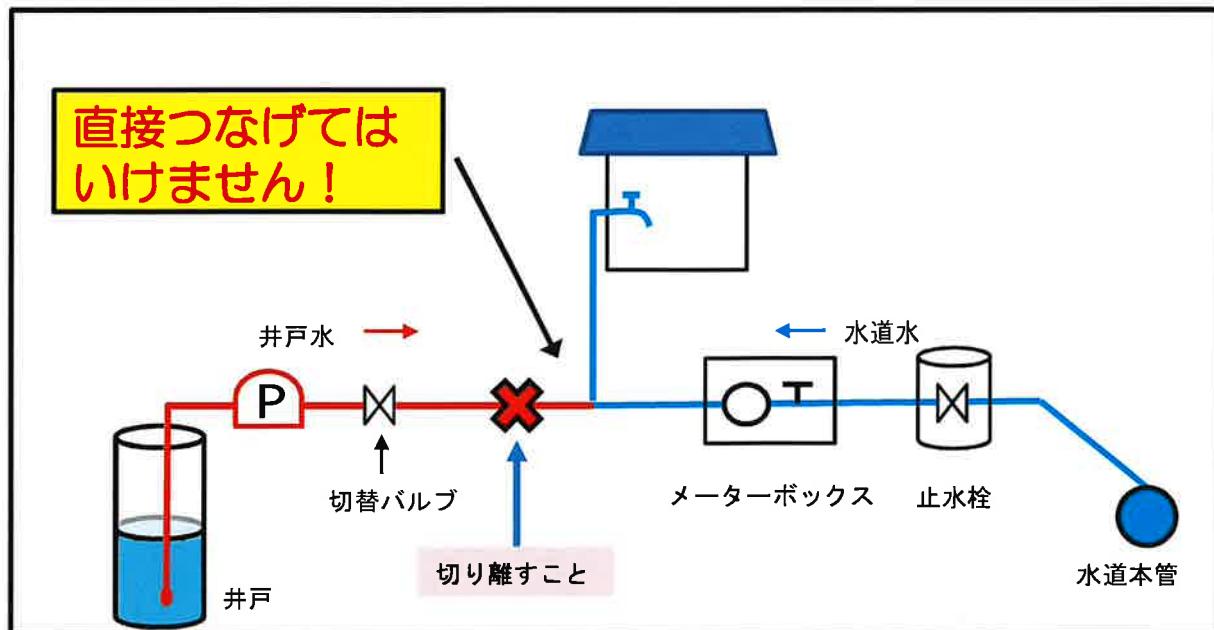
また、水道課で誤接合を確認した場合、「管の切り離し」が確認できるまでの間、水道水の供給を停止します。

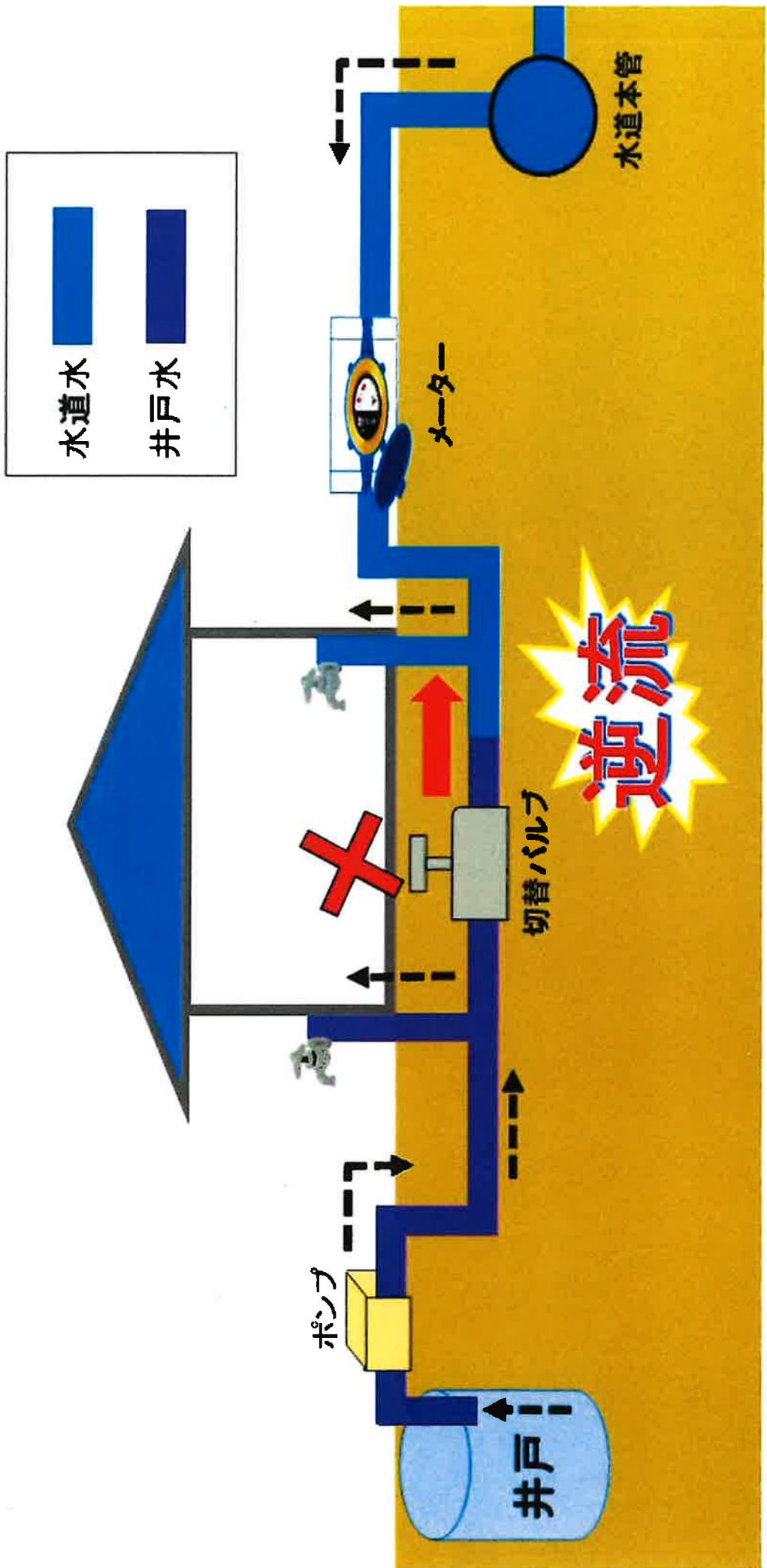
水道水が汚染され、被害が出た場合は、原因者の負担となります。

水道法施行令第6条第1項第6号、

村給水条例第19条、33条、36条、村給水条例施行規程第7条、第14条

安全な水道水を確保するため、ルールを守ってください。





波平地域（一部）の水道水について（経緯）

1	R7年4月14日（月） 午後1時頃	水道検針人より、水道メーター異常の報告を受ける。
2	同日 午後4時半頃	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課職員による現場確認。 ①一般住宅敷地内にて、水道の給水管と水道水以外（井戸水）が直接接続された状態を確認。 ※クロスコネクション（違法接続）により、井戸水が水道本管に逆流する恐れがある。 ②原因者に対して指導を行う。 ③メーターボックス内で逆止弁設置の作業を実施。 ◆逆止弁とは、敷地内から水の逆流を止める装置。
3	同日 午後6時20分～ (1時間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の消火栓（2カ所）より、排水作業を実施。 ◆濁度・色度・残留塩素に異常がないことを確認。
4	R7年4月15日（火） 午前9時頃	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の配水管（井戸水用）の切断作業を実施。
5	同日 10時半頃	<ul style="list-style-type: none"> ・前日に実施した箇所以外の消火栓（2カ所）より、排水作業を実施。 ◆濁度・色度・残留塩素に異常がないことを確認。 ・専門業者へ水質調査（4箇所）を依頼し、実施。
6	同日 11時頃から	<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域内の水道使用者（約400戸）へ給水制限のビラ配布。 ◆面会者へ内容説明。不在者にはポスト投函。
7	同日 午後2時頃から	<p style="color: red;">【緊急対応】</p> <p>読谷村文化センター裏側にて、応急給水所を設置し、給水袋の配布を開始。</p>
8	R7年4月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人宅の「メーターボックス」を改造し、排水作業を継続実施。※5箇所 ・対象地域の水道使用者へ「説明会」の開催についてビラを配布。

9	R 7年4月20日（日） (本日)	<p>・波平地域（一部）の水道利用者への説明会【開催】</p> <p>【午前の部】 会場：波平公民館（午前10時～午後0時）</p> <p>【午後の部】 会場：読谷村文化センター（中ホール） (午後2時～午後4時)</p>
---	------------------------------	---